

様式第 23 (第35条関係) (平13経産令229・追加、平19経産令78・平24経産令81・令元経産令17  
・令2 経産令92・一部改正)

石油 (石油ガス) 備蓄状況等届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては、その代表者の氏名)  
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第36条の規定により、石油 (石油ガス) の備蓄の状況を別紙のとおり届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 別紙は石油精製業者等 (特定石油精製業者等を除く。) にあっては第 1 表及び第 2 表の様式、石油精製業者等 (特定石油精製業者等に限る) にあっては第 1 表、第 2 表及び第 5 表の様式、石油ガス輸入業者にあっては第 3 表及び第 4 表の様式によること。

第1表

年 月石油備蓄状況

測定日： 年 月15日

単位：キロリットル

	指定石油製品 合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への換算						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

測定日： 年 月末日

単位：キロリットル

	指定石油製品 合計	揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己所有石油貯油量						
原油の指定石油製品への換算						
石油保有量						
平均石油保有量						
その他						

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
  - 2 「自己所有石油貯油量」の欄には、石油備蓄契約（外国の政府若しくは関係機関又は外国の法人その他の外国の団体に対して石油を購入する権利を与える契約をいい、当該外国の政府と日本国政府との間に、当該外国の緊急時において当該外国への当該契約に係る石油の移転に対して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限る。以下同じ。）の対象として保有する石油がある場合にはその量を引いた数量を記載すること。
  - 3 「指定石油製品合計」欄は、指定石油製品について基準備蓄量が存在するときのみ下記①～④の合計を記入すること。
    - ①揮発油の保有量から当該月に保有すべき揮発油の量を引いた数量
    - ②灯油の保有量から当該月に保有すべき灯油の量を引いた数量
    - ③軽油の保有量から当該月に保有すべき軽油の量を引いた数量
    - ④重油の保有量から当該月に保有すべき重油の量を引いた数量
  - 4 「その他」の欄には、衛星航法装置により算入した石油がある場合にはその数量、石油備蓄契約の対象として保有する石油がある場合にはその数量、基準備蓄量の変更時に保有条件を付した場合にはその保有条件への適否又は指定石油製品の輸入に係る備蓄を原油で保有した場合にはその保有条件への適否をそれぞれ記載すること。

第2表

年 月末日の自己所有石油貯油量の内訳等

単位：キロリットル

(1) 自己所有石油の備蓄施設別内訳		揮発油	灯油 (ジェット燃料油を含む。)	軽油	重油	原油
自己施設						
他者施設						
入港中船舶（外航）						
輸送中船舶（内航）						
その他						
合 計（自己所有石油貯油量）						

  

(2) 自己所有石油の備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先					
施設保有者名	施設名	所在地	施設番号	連絡先	備考

  

(3) 衛星航法装置により算入した石油								
船名	船籍	数量 (検尺)	カウント時期	位置	入港場所	入港時期	有効期間	検査機関名及び検査番号

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。

第3表

年 月石油ガス備蓄状況

測定日： 年 月15日

単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

測定日： 年 月末日

単位：トン

	プロパン	ブタン	計
石油ガス保有量			
平均石油ガス保有量			
その他			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 「石油ガス保有量」の欄には、石油備蓄契約（外国の政府若しくは関係機関又は外国の法人その他の外国の団体に対して石油ガスを購入する権利を与える契約をいい、当該外国の政府と日本国政府との間に、当該外国の緊急時において当該外国への当該契約に係る石油ガスの移転に対して阻害措置をとらないという合意がなされているものに限る。以下同じ。）の対象として保有する石油ガスがある場合にはその量を引いた数量を記載すること。
  - 3 「その他」の欄には、衛星航法装置により算入した石油ガスがある場合にはその数量、石油備蓄契約の対象として保有する石油ガスがある場合にはその数量をそれぞれ記載すること。

第4表

年 月末日の自己所有石油ガス貯油量の内訳等

単位：トン

(1) 自己所有石油ガスの備蓄施設別内訳	プロパン		ブタン		計	
	一次地	二次地	一次地	二次地	一次地	二次地
自己施設						
他者施設						
入港中船舶（外航）						
輸送中船舶（内航）						
その他						
合計（自己所有石油ガス貯油量）						

(2) 自己所有石油ガスの備蓄施設の名称、所在地、施設番号及び連絡先					
施設保有者名	施設名	所在地	施設番号	連絡先	備考

(3) 衛星航法装置により算入した石油ガス								
船名	船籍	数量 (検尺)	カウント時期	位置	入港場所	入港時期	有効期間	検査機関名及び検査番号

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 衛星航法装置により算入する場合は、当該船舶が本邦内に位置することを確認した時点から入港するまでの位置、年月日及び時刻を衛星航法装置により連続して記録したものに、船長が署名又は記名したものを、法第29条に規定する帳簿とともに保存すること。















